

韓国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から大韓民国（以下「韓国」という。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局で対応しております。

1 韓国が求める証明事項

平成23年5月1日以降に韓国へ輸出する酒類については、以下のいずれかを証明する証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年3月11日より前に製造（加工）された酒類であること
- (ロ) 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること
- (ハ) 指定都県において製造（産出）された酒類である場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131並びに放射性セシウム134及び137を含まないこと

(注) 韓国の定める上限値 { 放射性ヨウ素131 : 300Bq/kg
放射線セシウム134及び137の合計 : 100Bq/kg

※1 我が国における放射性物質の基準値の見直しにより、平成24年4月1日より酒類については放射性セシウム134及び137の上限値が100Bq/kgに変更となりました。

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記1（イ）～（ハ）の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、「[韓国向け輸出酒類に関する証明申請書](#)」、「[韓国への輸出申請書](#)」及び「[分析試料明細書](#)」（（ハ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

添付書類

- 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
- 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

また、平成29年3月19日より輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課へ電子申請をすることも可能です。データ化した提出書類を添付の上で提出してください。詳細は、国税庁ホームページ「[酒類に関する輸出証明書の『輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）』による電子申請について](#)」をご覧ください。

※2 電子申請の場合には、「韓国向け輸出酒類に関する証明申請書」への押印は不要です。

※3 電子申請の際に受付可能なデータは、【bmp、csv、doc、docx、gif、htm、html、jpe、jpeg、jpg、jtd、pdf、png、ppt、pptx、rtf、tif、tiff、txt、xls、xlsx、xml】の22形式です。（令和元年6月1日現在）

※4 「韓国向け輸出酒類に関する証明申請書」（次葉）に、証明する酒類の商品名、製成した場所、主原料及び産地等を記載いただくことで、もろみ経過簿、容器移動簿等の提出を原則として省略することとしています。

証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。

※5 平成27年9月1日より、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更いたしました。